

## 南知多町普通財産売却に係る入札公告【一般競争入札】

南知多町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 10 日

南知多町長 石黒 和彦

### 1 一般競争入札により売り払う物件

物件番号	物件所在	地目等	登記面積 (m <sup>2</sup> )	予定価格 (円)	入札保証金 (円)	契約の保証	議会の議決
07-01	知多郡南知多町 大字日間賀島字 小戸地 21 番	原野	132	1,032,839	免除	要	無

備考 予定価格とは、あらかじめ南知多町が定めた最低売払価格をいう。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を満たしている日本国内で法人登録をしている法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- (3) 町における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止の条件に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）でないこと。
- ア 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
- イ 募集に付する町有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
- ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
  - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記（1）から（5）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。
- (7) 前記（1）から（5）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、その他の使用人として使用したものでないこと。
- (8) その他、町が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。

### 3 入札書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 普通財産売払入札参加申込書 兼 誓約書
  - イ 入札書
  - ウ 納税証明書及び住民票（個人の場合）または登記事項証明書（法人の場合）  
(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (2) 閲覧期間及び閲覧・配布方法等
- ア 閲覧期間 令和7年12月10日（水）から令和7年12月23日（火）まで  
(閲覧期間終了日の午後5時00分まで)
  - イ 閲覧・配布方法 南知多町ホームページで閲覧及び配布

### 4 入札書類の提出期日及び提出先等

- 3の（1）に掲げる書類の提出は次のとおりとする。
- (1) 提出期日 令和7年12月10日（水）から令和7年12月23日（火）まで  
※土曜日、日曜日、祝日を除く
- (2) 提出先 〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地  
南知多町役場総務部企画財政課企画政策グループ  
※提出期日内に企画財政課に届く場合に限り、日間賀島サービスセンターを経由した提出を可能とする
- (3) 提出方法
- ア 入札書類は3（1）に定める書類を封筒に入れて提出先へ提出すること。
  - イ 入札書には物件番号、土地等の所在地、入札日、住所、商号又は名称、氏名を記載し、押印すること。
  - ウ 指定した日・方法以外で提出した入札書類は、理由の如何に問わらず受理しないものとする。

エ 一度提出された入札書類の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(4) 開札予定日時及び場所

ア 日時 令和7年12月24日(水) 午前8時45分から

イ 場所 南知多町役場 3階 企画財政課

5 入札の無効について

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告第2項に規定する要件を満たさない者がした入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- (3) 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (4) 金額の記入がない入札書による入札
- (5) 金額を訂正した入札書による入札
- (6) 入札書の物件番号、土地の所在、入札日、住所、商号又は名称、氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (8) 必要がある書類を同封しない者がした入札
- (9) 明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

6 入札の失格

- (1) 事前公表された予定価格を下回る価格でされた入札
- (2) 前号に掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して行った者

7 落札者の決定の方法

- (1) 開札の結果、入札価格が予定価格（最低売払価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- (2) ただし、普通財産売払入札参加申込書兼誓約書の使用目的について、確認の結果、地元（区長、町会議員、観光協会、漁協など）との協議調整・承諾が得られていないと判断される場合、誓約条件を満たしていないため入札無効とする。

8 契約書の作成及び契約の締結時期

- (1) 落札者の決定後町が指定する日までに契約を締結しなければならない。
- (2) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ア 本公告中第2項に掲げる資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

- イ 暴力団排除に関する排除措置を受けたとき。
  - ウ 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- (3) 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、町は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約者は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額の契約保証金を契約締結の日に納付しなければならない。
- (2) 契約者が契約締結の日に契約代金の全額を納付する場合は、契約保証金の納付は要しないものとする。

## 10 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から 30 日以内に南知多町が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を南知多町の収納機関に納付しなければならない。

## 11 留意事項

- 買受人は、次の事項を了承のうえ、本物件を買い受けるものとする。
- (1) 南知多町は、公売財産の直接の引渡し義務を負わない。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き等については、買受人が行うこととする。
  - (2) 南知多町は、契約不適合責任を負わない。
  - (3) 買受代金を納付した時に、危険負担は買受人に移転する。その後に発生した財産の破損等による損害の負担は、買受人が負うものとする。
  - (4) 所有権移転の登記手続は、町が行う。ただし、権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は、買受人の負担とする。
  - (5) 現況は、物件調書の現地写真と異なる場合がある。
  - (6) 境界について将来、紛争等が生じても南知多町は一切関与しない。
  - (7) 所有権移転後、本物件に関わる土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて買受人において行う。事業の実施にあたって、紛争等が生じた場合は、買受人の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとする。

## 12 問合せ先

南知多町企画財政課企画政策グループ（南知多町役場 3 階）  
〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地  
TEL 0569-65-0711 内線324 FAX 0569-65-0694  
E-mail kikaku@town.minamichita.lg.jp